

私学の学費も無償に！ すべての私学が発展出来る私学助成を！
誰もが私学に通える私学助成を！

第10号

2020年7月15日(水)

発行:神奈川私学職員組合連合
横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館

<http://www.k-sikyoren.or.jp>

TEL 045-212-5571 FAX 045-212-5575

2020
速報

神奈川私教連

無償化すすめるために

「校納金の授業料への組み込み」を!!

～各学校・私立中高協会に要請～

神奈川私教連では、国による「年収590万円までの授業料無償化」と神奈川県による「年収700万円までの授業料無償化」をふまえて、「施設費」「施設整備費」「設備費」「学習費」など、様々な名目で各校が毎月徴収している校納金を「授業料に組み込むこと」を県内の私立学校理事会・学校長に申し入れ、引き続きと私学中高協会に対して申し入れを行います。

施設費・設備費・学習費?? 結局は父母負担の「校納金」

これは国が打ち出し、県も進めている「私学無償化」の制度が、「授業料」だけを対象として、「授業料平均額」までの補助を行うとしている事をふまえたものです。国は、今年度の全国での「授業料平均額」を39万6千円と算定し、県は「県内の授業料平均額」を44万4千円と算定して、そこまでの「無償化」を行うとしました。

県内の私学の多くは、「施設費」「設備費」「学習費」などの様々な名目で授業料以外の校納金を毎月徴収しています。その名目はいろいろですが、結局は父母負担の校納金に違いありません。また、実際には施設関係費・設備関係費や教育研究経だけの独立した会計になっているわけではなく、文科省の定める「学校会計基準」ではこれらは「学生生徒納付金収入」と一括されます。県の私学助成経常費補助配分基準でも、これらをあわせた校納金の総額による補正が行われています。しかし、授業料以外の部分は無償化の対象とはならなかったのです。

①授業料が平均額以下の私学は無償化の枠を使いきれない…

このため、年間の「授業料」が44万4千円以下の学校では、実際には授業料以外の名目で毎月徴収される校納金があるのに、その分が補助されないこととなります。これでは、「無償化の対象だ」と思って入学したが、実際には考えていなかった負担をしなければならない父母が生まれてしまいます。

こうした私学では、施設費や学習費など、別の名目で毎月徴収していた校納金を「授業料」に組み込むことで、「無償化」の枠を使い切って父母負担を軽減することができます。これはその学校の生徒募集にとっても、趣旨をきちんと伝えれば当然ながらプラスとなるでしょう。

②授業料に組み込むことで、無償化枠の拡充に向かう

さらに、年間の「授業料」が「平均額」を超えている場合でも、実は授業料に組み込むことに大きな意味があります。各校が様々な校納金を授業料に組み込むと、全国でも県でも「授業料平均額」が引き上げられます。これは、「授業料平均額までの補助」となっている国や県による補助枠も拡大されることを意味します。

つまり今までは、県で44万4千円までが無償化枠だったのが、平均額が上がった分だけ引き上げられることになるのです。この場合、学習費や施設費などをあわせた月ごとの校納金を引き上げるわけではありません。もともと徴収している校納金を授業料に組み込むことで、無償化される額そのものを引き上げることにつながるのです。

私学振興課も振替を容認…

3月に私学振興課に要請を行う中で、私学振興課は「施設費の平均額などを計算しようとしたが、各校で名目が多岐にわたりすぎていて比較が困難だった」としてた上で、「名目はともかく父母負担の校納金なのだから、これを授業料に組み込むことは問題がない」との見解を示しました。

統一要求書でも提起

こうしたことから、神奈川私教連は2020年度統一要求書で、「授業料への組み込み」を提起しました。また、あわせて今年度に県が拡充した非課税世帯への入学補助(20万8000円)についても、「満額を受給できるように」、他の納付金との調整を行う事を提起しました。

今回の要望書は、この内容を各私立学校長・理事長と中高協会に対して、検討を求めたものです。各職場でもこの問題への関心を高めていきましょう。

神奈川県内私立高等学校
理事長殿
学校長殿

神奈川私学教職員組合連合
執行委員長 長谷川 正利

貴殿の私学教育への御尽力に敬意を表します。

今年度、国の予算で私立高校生に対して「年収590万円未満世帯の授業料実質無償化」が実現し、また神奈川県予算においては学費補助制度の基準が「年収700万円未満世帯」まで引き上げられました。近隣の東京都が年収760万円未満世帯から年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を引き上げたことと比べますと、私立高校生に対する措置率において大きく見劣りします。しかし、県内私立学校を志望する中学生や通学する高校生にとって家計負担を大きく軽減することとなりました。これは、私学振興大会の開催など私立中高協会が国や県に対して働きかけてきたことはもちろん、私たちが長年、父母負担の軽減をめざして請願署名運動やかながわスプリングフェスティバル、私学のつどい、国会議員・県議会議員への働きかけ等々の私学助成運動をすすめてきた成果です。

ところが、制度が拡充された一方で授業料が就学支援金より少額となるために、就学支援金が全額支給されない私立高校生の存在が問題になっています。これは、国の就学支援金制度が授業料だけを支援の対象として、授業料が就学支援金より少額の場合は、その差額を国に返還するしくみになっているためです。私たちは、父母負担の軽減をいっそうすすめるために、国の就学支援金が満額支給されるように授業料を改定する必要があると考えています。また、年収270万円未満世帯を対象とした神奈川県の20万8000円の入学補助制度も、県立高校入学金は自己負担となる制度のため20万8000円満額が支給されにくくなっており、入学金の改定も必要だと考えています。

私たちが行った神奈川県私学振興課との懇談では、校納金の総額の値上げにつながらなければ校納金の構成の見直しは問題ないとの回答を得ています。また、全国的には、校納金全体の値上げになっていないことを丁寧に説明して全県単位で校納金の組み替え・授業料の値上げを行っている私立高校があります。については、国と県の制度を有効に活用して県内私立高校生の父母負担の軽減をいっそうすすめる立場から、以下の点を要望しますので、ご検討をお願い申し上げます。

記

- 一、就学支援金の全額を学費負担軽減に利用できるようにするため、校納金を授業料に一本化したり、施設設備費等を授業料に組み込んだりするなどして、校納金総額を変えずに授業料を改定すること。
- 一、同じように対象家庭が県の入学補助(非課税世帯20万8000円)を満額受給できるように入学時の校納金を改めること。

以上